那覇市公報

第１６８９号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（人事課）・・・・・・・・・・・・・・ 4

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）・・・・・・・・・・・・ 6

◇訓　　令◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令
（人事課・共同訓令）・・・・・・・・・・・・・・

○平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第１号）
（財政課）・・・

◇議　会　訓　令◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令（共同訓令）
・・・

規　　則

那覇市規則第７号
平成29年３月22日
公　　布　　済

那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年那覇市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第2条　配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2　任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第3条　前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（届出）

第4条　配偶者同行休業をしている職員は、条例第9条の規定による届出のほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、任命権者にその旨を届け出なければならない。

2　第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（補則）

第5条　この規則に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日から平成29年4月30日までの間に配偶者同行休業をしようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

那覇市規則第８号
平成29年３月22日
公　　布　　済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(日割計算) 第9条　職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。 (1)～(6)　［略］ (7)　［略］	(日割計算) 第9条　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　配偶者同行休業(法第26条の6第1項の配偶者同行休業をいう。以下この号及び第55条第1項第9号において同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合 (8)　［略］
第12条　前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(前条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては10年)を超えることとなる職員には、初任給調整手当は支給しない。 2　［略］	第12条　前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(前条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては15年)を超えることとなる職員には、初任給調整手当は支給しない。 2　［略］
(支給期間及び支給額) 第14条　初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあっては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては10年とし、その月額は、職員の区分及び採用の日又は同項各号の職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員	(支給期間及び支給額) 第14条　初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあっては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては15年とし、その月額は、職員の区分及び採用の日又は同項各号の職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員

で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。	で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
2～3　［略］	2～3　［略］
第15条　第11条第2項又は同条第3項に規定する職員となった者(第12条第1項に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては10年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。	第15条　第11条第2項又は同条第3項に規定する職員となった者(第12条第1項に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。 (行政職給料表の8級の職員に相当する職員) 第17条の2　条例第15条第3項の規則で定める職員は、条例別表第2医療職給料表(1)の適用を受ける職員で保健所長の職にあるものとする。
(届出) 第17条の2　新たに職員となった者に扶養	(届出) 第17条の3　新たに職員となった者に扶養

親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を扶養親族届(第1号様式)により任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この章において同じ。)に届け出なければならない。	親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を扶養親族届(第1号様式)により任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この章において同じ。)に届け出なければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(条例第15条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)	(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(条例第15条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
(3)　扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のいない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)	
(4)　扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)	
(支給の始期及び終期)	(支給の始期及び終期)
第19条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終	第19条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第17条の3の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の

わる。ただし、扶養手当の支給の開始について同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2　扶養手当は、これを受けている職員に更に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち条例第15条第4項に規定する特定期間(以下「特定期間」という。)にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で、同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始について同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第17条の3第1号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第17条の3の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3)　扶養親族たる配偶者、父母等(条例第15条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下同じ。)で第17条の3の規定による届出に係るものがある行8級職員等(条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第17条の2に規定する職員をいう。以下この号及び次号において同じ。)が行8級職員等以外の職員となった場合

(4)　扶養親族たる配偶者、父母等で第17条の3の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5)　職員の扶養親族たる子で第17条の3の規定による届出に係るもののうち条例第15条第4項に規定する特定期間に

	ある子でなかった者が同項に規定する特定期間にある子となった場合
（適用除外職員）	（適用除外職員）
第22条　条例第18条第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第22条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　職員の扶養親族たる者（条例第15条第2項に規定する扶養親族で第17条の2の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	(2)　職員の扶養親族たる者（条例第15条第2項に規定する扶養親族で第17条の3の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
（期末手当の支給を受ける職員）	（期末手当の支給を受ける職員）
第55条　条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。	第55条　［略］
(1)～(8)　［略］	(1)～(8)　［略］
	(9)　配偶者同行休業をしている職員
2～3　［略］	2～3　［略］
（期末手当に係る在職期間）	（期末手当に係る在職期間）
第56条　［略］	第56条　［略］
2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）及び	(2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）並び

第55条第1項第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間	に第55条第1項第8号及び第9号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
(勤勉手当の支給基準)	(勤勉手当の支給基準)
第57条の8　条例第26条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第26条の4第5項において準用する条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	第57条の8　［略］
(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
(6)　第55条第1項第8号に該当する者	(6)　第55条第1項第8号及び第9号に該当する者
	2　条例第26条の4第1項前段の規則で定める期間は、基準日の属する年度前2年度の期間(当該期間において年度ごとに実施する人事評価を2回受けていない職員にあっては、その者の直近2回の人事評価の実施に係る期間)とする。
2　条例第26条の4第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。	3　［略］
(1)　その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者	(1)　その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において第1項各号のいずれかに該当する職員であった者
(2)　［略］	(2)　［略］
3　［略］	4　［略］
4　条例第26条の4第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第9項に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。	5　条例第26条の4第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第10項に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。
5　［略］	6　［略］
6　前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。	7　［略］

(1)　［略］ (2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）及び第55条第1項第8号に掲げる職員として在職した期間 (3)～(9)　［略］ 7　［略］ 8　前項の期間の算定については、第6項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。 9　［略］ ［別表第3の2　別記］ ［第1号様式　別記］	(1)　［略］ (2)　育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）並びに第55条第1項第8号及び第9号に掲げる職員として在職した期間 (3)～(9)　［略］ 8　［略］ 9　前項の期間の算定については、第7項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。 10　［略］ ［別表第3の2　別記］ ［第1号様式　別記］

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

（施行期日）

第1条　この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条　平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の那覇市職員の給与に関する規則（以下「改正後規則」という。）第19条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後規則の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条の3	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）
	(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第15条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する	(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第15条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3)　条例第15条第2項第2号に該当する扶養親族（以

	扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	下「扶養親族たる子」という。）、父母等がある職員が、配偶者のいない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4)　扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第19条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第5号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第17条の3第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第17条の3の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者（条例第15条第2項第1号に該当する扶養親族をいう。以下同じ。）を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等（同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下同じ。）で第17条の3の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第17条の3の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

2　平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後規則第19条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、同項前段の規定の適用については、同項前段中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

［改正前　別記］

別表第3の2（第14条関係）

期間の区分	支給月額（円）	
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の

	医師	歯科医師	職員
［略］			
1年以上2年未満	［略］		27,000
2年以上3年未満			24,000
3年以上4年未満			21,000
4年以上5年未満			18,000
5年以上6年未満			15,000
6年以上7年未満			12,000
7年以上8年未満			9,000
8年以上9年未満			6,000
9年以上10年未満			3,000
10年以上11年未満			
11年以上12年未満			
12年以上13年未満			
13年以上14年未満			
14年以上15年未満			
［略］			

備考　［略］

［改正後　別記］

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
［略］			
1年以上2年未満	［略］		30,000
2年以上3年未満			30,000
3年以上4年未満			30,000
4年以上5年未満			30,000
5年以上6年未満			30,000
6年以上7年未満			30,000
7年以上8年未満			30,000
8年以上9年未満			30,000
9年以上10年未満			30,000
10年以上11年未満			25,000
11年以上12年未満			20,000
12年以上13年未満			15,000
13年以上14年未満			10,000
14年以上15年未満			5,000
［略］			

備考　［略］

［改正前　別記］
第1号様式(第17条の2関係)
［略］

［略］	那覇市職員の給与に関する規則第17条の2の規定に基づき、扶養手当に関して次の理由により届け出ます。記載内容は事実と相違ありません。 ［略］	［略］
［略］		

［改正後　別記］
第1号様式(第17条の2関係)
［略］

［略］	那覇市職員の給与に関する規則第17条の3の規定に基づき、扶養手当に関して次の理由により届け出ます。記載内容は事実と相違ありません。 ［略］	［略］
［略］		

訓　　令

那　覇　市　訓　令　第２号
那　覇　市　議　会　訓　令　第１号
那覇市選挙管理委員会訓令　第１号
那　覇　市　監　査　委　員　訓　令　第１号
平　成　２９年　３　月　１３日
公　　表　　済

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那　覇　市　長　城間　幹子

那覇市議会議長　翁長　俊英

那覇市選挙管理委員会委員長　唐眞　弘安

那覇市代表監査委員　新城　和範

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市訓令第7号、那覇市議会訓令第1号、那覇市選挙管理委員会訓令第1号、那覇市監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この訓令は、市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条　［略］
(1)　人事評価　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることができることとされる、市長等が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものをいう。	(1)　人事評価　地方公務員法第6条第1項の人事評価をいう。
(2)～(6)　［略］	(2)～(6)　［略］
(7)　条件付採用期間評価　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。	(7)　条件付採用期間評価　地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。
(8)　［略］	(8)　［略］
(人事評価推進協議会の設置) 第19条　人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、市長等が指定する部	(人事評価推進協議会の設置) 第19条　人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、副市長及び市長等が

局長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。 付　則 （人事評価の試行的実施） 2　この訓令による定期評価は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。	指定する部局長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。 付　則 （人事評価の試行的実施） 2　この訓令による定期評価<u>（平成27年度及び平成28年度に係るものに限る。）</u>は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市訓令第３号
平成29年３月22日
公　　表　　済

那覇市地域振興基金運用検討委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市地域振興基金運用検討委員会規程を廃止する訓令

那覇市地域振興基金運用検討委員会規程（平成3年那覇市訓令第8号）は、廃止する。

付　則

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 431 号
平成 29 年３月 21 日
掲　　示　　済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、平成 29 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　縦覧期間　　平成 29 年４月３日（月）から
　　平成 29 年５月１日（月）まで
　　（土曜・日曜日及び休日を除く）

２　縦覧時間　　午前９時から午後５時まで
　　（昼食時間を除く）

３　縦覧場所　　企画財務部　資産税課（本庁３階）

那覇市告示第 439 号
平成 29 年３月 23 日
掲　　示　　済

那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について

那覇市鏡水ふれあい会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定に基づき、平成 29 年２月那覇市議会定例会において承認されたので、次のとおり告示します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　管理を行わせる公の施設
　名　称　那覇市鏡水ふれあい会館
　所在地　那覇市字小禄 909 番地４

２　指定管理者となる団体
　名　称　鏡水自治会
　所在地　那覇市字小禄 909 番地４
　代表者　真栄里　隆

３　指定期間　平成 29 年４月１日から平成 34 年３月 31 日まで

那覇市告示第１号
平成 29 年４月１日
掲　　示　　済

平成 29 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条第１項の規定に基づき、平成 29 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成５年那覇市条例第 15 号）第 18 条第２項の規定により告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

平成29年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1　計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第６条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成５年条例第15号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に沿って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分及びし尿処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2　処理計画区域

対象区域は、市内全域とする。

3　計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4　計画期間

平成29年４月１日から平成30年３月31日まで

5　処理計画

区分	処理量	処理施設
燃やすごみ	86,709ｔ	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ	1,894ｔ	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,389ｔ	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	10,316ｔ	エコマール那覇リサイクル棟
適正処理困難物	100ｔ	エコマール那覇ﾘｻｲｸﾙ棟・ﾌﾟﾗｻﾞ棟
拠点回収	140ｔ	エコマール那覇リサイクル棟
し尿・浄化槽汚泥	5,443kl	那覇市し尿等下水道放流施設

１章　ごみ処理

１　ごみの発生・排出抑制計画（減量化計画）

(1)　４Ｒの推進

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である４Ｒ（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再利用する、Recycle（リサイクル）：再資源化する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の徹底を図る。

ア　ごみゼロキャンペーン

５月30日（ごみゼロの日）に、ごみの減量・資源化を中心とした環境に関する広報啓発キャンペーンを行い、市民の意識の高揚及び４Ｒの周知を図ることを目的とする。

イ　４Ｒ推進コンクール・環境絵日記コンテスト

市内の小・中学生を対象としたコンクール等を実施し、コンクール等への参加をきっかけとして、ごみの減量及び資源化について考え、４Ｒを主体的に実践してもらうことを目的とする。

ウ　エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業

市民がごみ問題に対して関心を持ち、積極的にごみ減量・資源化に取り組むため、市民との協働による効果的な啓発活動を実施することで４Ｒの推進を図ることを目的とする。

(ｱ)　各種環境講座開催

(ｲ)　ごみ処理施設案内等

(ｳ)　貸し出し事業（リユース食器・衣類・環境図書）

(ｴ)　リユース市の開催

資源化物として収集した衣類から着用可能な衣類を厳選して販売。

(ｵ)　再生工房の開催

粗大ごみとして収集又は直接持込された家具等から使用可能なものを販売。

エ　出前講座（買い物ゲーム）

小学校４年生を対象として、総合学習の授業でごみ減量体験学習を実施することにより、ごみ処理に対する意識啓発を図り４Ｒを推進することを目的とする。

(2)　家庭系ごみ

ア　雑紙の分別と資源化の推進

資源化物である雑紙の分別を促進し、ごみ減量の推進を図る。

イ　生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制やごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入助成による減量及び資源化の推進を図る。

ウ　家庭ごみ有料化制度の導入

市が収集する家庭系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ及び廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファー等の適正処理困難物（以下「廃スプリング入り製品」という。）の処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

エ　拠点回収事業

家庭から排出される資源化物を拠点回収する団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

オ　店頭回収（トレー）の推進

トレーなどは、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をＰＲし、事業者による資源化を促進する。

カ　広報啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、ごみ減量啓発チラシやパンフレット等を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者にも配布する。

(3)　事業系ごみ

ア　事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑紙を含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

イ　草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第７条第１項及び第６項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託して処理する。

ウ　生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食べきり運動等による発生・排出抑制及びごみとして排出する際の水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクル法の推進の他、非該当事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用

事業者資源化事業所の紹介を行い資源化の促進を図る。

エ　事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書作成の指導強化並びに個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

オ　搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

カ　資源化物処理システムの構築

生ごみ限定許可や草木限定許可の拡充を図り資源化を促進することで事業系ごみの減量を推進する。

２　収集運搬計画

(1)　ごみ区分ごとの収集・運搬量　　単位：トン

区分	性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
家庭系ごみ	燃やすごみ	直　　営	那覇・南風原クリーンセンター	7,183
		委託業者		35,034
		直接持込		8,439
		許可業者		7,709
		市　　民		730
	燃やさないごみ(有害・危険ごみ、乾電池含む)	直　　営	那覇・南風原クリーンセンター	258
		委託業者		1,150
		直接持込		486
		許可業者		381
		市　　民		105
	粗大ごみ	直　　営	那覇・南風原クリーンセンター	101
		委託業者		539

		直接持込･市民		714
	資源化物	直　　営	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する施設	1,593
		委託業者		6,001
		直接持込		999
		許可業者		651
		市　　民		414
	適正処理困難物(廃スプリング入り製品)	直　　営	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟	14
		委託業者		69
		直接持込		17
		許可業者		15
		市　　民		2
事業系ごみ	燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原クリーンセンター	36,052
		許可業者		35,752
		事 業 者		300
	資源化物（古紙・草木を除く）	直接持込	エコマール那覇リサイクル棟	1,656
		許可業者		1,650
		事 業 者		6
直接資源化その他	資源化物（缶、紙）	拠点回収	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する施設	140

(2) 家庭系ごみ

ア　収集・運搬方法

(ｱ)　家庭系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集が難しい一部の集合住宅等については、法第７条第１項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が収集する。

(ｲ)　一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

(ｳ)　ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品に分別して排出する。また、粗大ごみ及び廃スプリング

入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」は当該計画の一部とし、収集するごみの種類及び収集日等について定める。

(ｴ)　直接持込とは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、直接中間処理施設へごみを搬入することをいう。

(ｵ)　引っ越しなどにより多量に排出されるごみは、排出者自ら、又は許可業者に委託して、中間処理施設に搬入しなければならない。

(ｶ)　事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持込又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）しなければならない。

(ｷ)　在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年９月８日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を鑑み、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が家庭系ごみとして処理する。

(ｸ)　条例第 20 条及び同規則第２条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

なお、廃スプリング入り製品については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理する。

(ｹ)　廃家電４品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）の処理については、特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年６月５日法律第 97 号）に基づき、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る。

(ｺ)　廃パソコンの処理については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年４月 26 日法律第 48 号）に基づき、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る。

(ｻ)　リサイクルシステムが構築されている廃棄物（ボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等）の処理については、システムが円滑に運営されるよう必要な啓発を図る。

(ｼ)　台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、焼却処理を行いサーマルリサイクルする。

(ｽ)　リフォームごみ

日曜大工及び自ら自宅又は事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等については、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、家庭系ごみ又は事業系ごみであることの確認を行ったうえで、直接持込等の受け入れをする。

(ｾ)　市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることは禁止し、禁止行為違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

イ　収集・運搬体制

家庭系ごみの定日収集は、９つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

(ｱ)　収集の委託

名称	代表者	所在地
㈲那覇ｸﾘｰﾝｻｰﾋﾞｽ	崎濱　秀樹	那覇市港町２丁目13番14号
㈲那覇東クリーン	仲宗根　朗	那覇市首里汀良町３丁目69番４号
㈲中央環境ｻｰﾋﾞｽ公社	眞壁　隆	那覇市字真地157番地

(ｲ)　アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

(3)事業系ごみ

ア　収集・運搬方法

(ｱ)　事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第３条及び条例第３条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(ｲ)　事業系ごみは、燃やすごみ、資源化物（缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、古紙及び草木）の種類に分別して排出する。

(ｳ)　事業所から排出される従業員等の生活活動に伴い排出される弁当の容器等のプラスチック及びかん、びん、ペットボトル等の資源化物は、本来産業廃棄物であるが、例外的に一般廃棄物として那覇・南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟での受け入れする。

イ　収集・運搬の許可

許可業者一覧（別紙１のとおり）

3　中間処理計画

(1)　基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2)　ごみ処理

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害危険ごみの処理については、那覇市と南風原町で「那覇市・南風原町環境施設組合」を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

また、資源化物はエコマール那覇リサイクル棟で処理を行い、廃スプリング入り製品はエコマール那覇プラザ棟で処理する。

(3)　処理施設一覧

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
焼却施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	灰溶融処理にて、スラグとメタルを生成し、資源化する。また、ごみ発電により施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地	
	開設	平成18年４月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉、破砕選別施設	
	焼却能力	450ｔ/日(150ｔ/日×３炉)	
	灰溶融炉	52ｔ/日(26ｔ/日×２炉)	
	破砕選別	39ｔ/5H（粗大ごみ6ｔ/5H、不燃ごみ33ｔ/5H)	
	処理対象	燃やすごみ、燃やさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみ	
	発電容量	8,000kw	
資源化施設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川655番地	
	開設	平成23年４月	

	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	施設へ直接搬入する。
	処理能力	53ｔ/日	
	処理対象	（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、びん類、古布類、草木）	

４　最終処分計画

(1) リサイクル出来ないごみは海面最終処分場にて処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

(2)最終処分量については、ごみの減量化と那覇・南風原クリーンセンターにおいて破砕選別施設による鉄・アルミの選別、及び灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、最終処分量の減量化を図る。

(3)最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町４丁目３番６の地先
敷地面積	約2.7ha
埋立容量	約107,000㎥
水処理施設処理能力	90㎥／日
処理方式	流入調整＋第１凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第２凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地番改良

２章　し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第35条第１項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、法第７条第１項の規定に基づき市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者による収集・運搬体制をとる。

また、中間処理は那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

１　し尿・浄化槽汚泥量

単位：ｋｌ

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	2,083
浄化槽汚泥		3,360

２　収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	㈲あかつき衛生	新垣　正和	那覇市字仲井真205-3
12	㈲中央環境サービス公社	眞壁　隆	那覇市字真地157番地

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城　秀吉		那覇市与儀2-4-7
6	㈲あかつき衛生	新垣　正和	那覇市字仲井真205-3
8	㈲丸十衛生設備	大城　昌永	南風原町字津嘉山675
9	富本　祐昌		南城市大里字仲間1024-6
10	㈲トップ環境	上間　克千代	西原町字小那覇1191-1
12	㈲中央環境サービス公社	眞壁　隆	那覇市曙2-20-11

３　処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬１丁目５番11号
面積	敷地面積：2,249㎡、建築面積：548㎡、延床面積1,300㎡
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：８kl

別紙１

許可業者一覧

１　ごみ

個人 28 人

許可番号	氏　　名	所在地	許可番号	氏　　名	所在地
5	祖平　愛也	那覇市具志 3-32-26	28	兼濱　康喜	那覇市字国場 254-1
7	大城　睦子	那覇市港町 2-2-3	32●	伊良波　哲	宜野湾市赤道 2-11-24
9	佐久川　政則	那覇市首里山川町 2-107	35	伊佐　真亜	那覇市首里石嶺 4-365-2
10	上原　直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	37	上原　民智	那覇市首里石嶺町 2-52
11	上原　正和	那覇市具志 3-12-3	39	宮城　みゆき	南城市大里字大里 1770-1
16	伊野波　盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	43	棚原　敏彦	豊見城市字座安 301
17	大城　尋光	浦添市西原 5-21-10	46	上原　勝	那覇市高良 2-15-58
18	瑞慶覧　克明	浦添市字経塚 176-4	47	新里　靖美	南城市大里字大里 1624
19	松原　秀明	那覇市字松川 524-1	48	大城　勝	南城市大里字仲間 7-23
20	粟國　恒男	浦添市経塚 811-60	51	川上　博敏	浦添市当山 2-32-22
23	城間　美佐江	那覇市松島 1-9-21	55	普天間　里恵子	南城市大里字高平 722-5
25	平良　義勝	西原町字池田 371-22	60	上田　長廣	浦添市大平 374
26	玉城　正	南城市大里字大里 807	64	福里　清	那覇市首里石嶺町 2-65
27	花城　利彦	南風原町字山川 449	65	金城　隆幸	浦添市伊祖 3-9-18

※●印は、草木の許可を受けている業者。

① 法人　25社

許可番号	会　社　名	代表者名	所　在　地
1●	㈲宮國清掃	宮國　喜効	浦添市字前田 862-212
2	㈲丸元清掃	親泊　小百合	南城市大里字稲嶺 1459-1
3	㈱ゆい清掃	友利　清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	㈱クリーンアップ福	仲眞　典子	那覇市首里大名町 2-91
8●★	㈲タイラ衛生社	平良　博一	豊見城市字金良 28
21	㈱廣	根間　良明	浦添市伊祖 1-22-3
22	㈱タマキクリーン	仲村　孝枝	南城市大里字高平 131-18
24	㈱ＳＵＮクリーン	嘉陽　勝次	那覇市首里石嶺町 4-411
31●	㈲三友	金城　和良	那覇市西 1-3-13
33●	㈲那覇相互清掃	梅本　祐司	那覇市字国場 1171-1
34●	㈲丸友産業	友利　俊雄	那覇市字仲井間 321-4
40	㈱大輪産業	根間　大輔	那覇市古島 1-7-31
49●	㈱タイホウエコクリーン	根間　正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	㈱共栄環境	下田　美智代	南風原町字大名 107-1
53●	㈱吉浜クリーン開発	吉浜　克之	那覇市松川 2-11-15
54	合同会社エコライフ	前門　清人	那覇市松川 1-12-27
56●	吉浜エコサービス㈱	垣花　秀樹	豊見城市与根 210-4
58	㈲那覇環境サービス	伊計　盛領	那覇市泊 3-1-17
59●◆	㈱沖縄公衆衛生	城間　久美子	那覇市字鏡水 150
61●	㈱やすもと	安元　良美	浦添市経塚 811-51
62●	㈱タイラ産業	平良　夏毅	豊見城市字金良 12 番地
63	㈱光環境サービス	銘苅　茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	㈲都市清掃社	石川　吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	㈾協和	照喜名　悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社㈲	友利　久雄	豊見城市字金良 99-4

※●印は、草木の許可を受けている業者。

※◆印は、食品残渣の許可を受けている業者。

※★印は、特別管理一般廃棄物の取扱いが可能な業者。

２　品目限定許可

(1)　自衛隊基地から排出される草木　１社

許可番号	会　社　名	代 表 者 名	所　　在　　地
105	㈲環境クリーン開発	金城　繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3

(2)　自衛隊基地及び事業者から排出される草木　４社

許可番号	会社名　又は　氏名	代 表 者 名	所　　在　　地
109	㈱グリーンエコロジーサービス	宮城　俊三	豊見城市字与根 489-2
110	㈲とみしろ建材	知念　直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン㈱	赤嶺　太介	南城市玉城字前川 1188
114	㈱美玉開発	照屋　盛夫	那覇市字仲井真 356-1

(3)　食品残渣　個人２人、法人４社

許可番号	会社名　又は　氏名	代 表 者 名	所　　在　　地
121	㈱グリーンエイト	諸見里　純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	㈾オキスイ	宮城　建太	沖縄市知花 6-23-7
123	外當　佳子		うるま市勝連平安名 660
124	仲本　賢正		中城村字奥間 971-3
126	㈲あらぐさ	前田　亘	八重瀬町字宣次 218-1
127	㈲海邦ベンダー工業	神谷　弘隆	糸満市西崎町 5-14-9

(4)　廃スプリング入り製品　２社

許可番号	会　社　名	代 表 者 名	所　　在　　地
105	㈲環境クリーン開発	金城　繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
114	㈱美玉開発	照屋　盛夫	那覇市字仲井真 356-1

那覇市告示第２号
平成 29 年４月１日
掲　　示　　済

平成29年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第２項及び那覇市会計規則第34条第２項に基づき、 平成29年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を、次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

名　称	所在地・電話番号
株式会社 ジーマックス 代表取締役　儀間　良章	浦添市西洲２丁目３番地２ 電　話　８７５－３７７７
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長　與那嶺　達啓	那覇市識名 1169 番地 電　話　８３４－１４１４
沖縄日野出株式会社 代表取締役　森山　悌浩	西原町字東崎４番地の 14 電　話　９４５－５１１５
有限会社 大初 代表取締役　松長　朋子	那覇市松尾２丁目 19 番７号 電　話　８６３－２７７３
株式会社 タカダ 代表取締役　高田　聡	浦添市西洲２丁目７番地３ 電　話　８７５－３１２１
有限会社 オキカミ 代表取締役　山城　宗一	那覇市上間 425 番地 電　話　８３３－１９０１

那覇市告示第５号
平成 29 年４月１日
掲　　示　　済

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第１項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第１項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第５号）第８条の規定により、公示する。

那覇市長　城　間　幹　子

（１）登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

（２）登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
平成 29 年４月１日

那覇市告示第 21 号
平成 29 年 4 月 3 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を定める。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱(昭和 61 年告示第 31 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱	那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱
（入札参加者の資格）	（入札参加者の資格）
第２条　清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第５条第１項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。	第２条　［略］
(1)～(9)　［略］	(1)～(9)　［略］
(10)　警備業務にあっては公安委員会認定の業者であること。	(10)　警備業務にあっては、公安委員会の認定を受けていること。
(11)　清掃業務にあっては県知事登録業者であること。	(11)　清掃業務にあっては、県知事の登録を受けていること。
(12)～(15)　［略］	(12)～(15)　［略］
（登録等）	（登録等）
第５条　［略］	第５条　［略］
2～5　［略］	2～5　［略］
6　名簿は、総務部管財課に保管し、	6　名簿は、総務部法制契約課に保

その副本を清掃業務又は警備業務委託の契約事務を取り扱う課に備え付ける。	管し、その副本を清掃業務又は警備業務委託の契約事務を取り扱う課に備え付ける。
（登録の取消し）	（登録の取消し）
第６条　市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。	第６条　［略］
(1)　地方自治法施行令第 167 条の 11 第１項において準用する同施行令第 167 条の４の規定に該当するに至ったとき。	(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当するに至ったとき。
(2)～(3)　［略］	(2)～(3)　［略］
［第１号様式　別記］	［第１号様式　別記］
［第２号様式　別記］	［第２号様式　別記］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付　則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

［改正前　別記］
［第１号様式］

（第１号様式）

制限付一般競争入札参加資格者登録申請書

平成　　年　　月　　日

那覇市長　様

住所
商号又は名称
代表者　　印

那覇市市役所庁舎等（清掃・警備）業務委託制限付一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付のうえ、制限付一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

［改正後　別記］
［第１号様式］

第１号様式

１法人　２個人

制限付一般競争入札参加資格者登録申請書

平成　　年　　月　　日

那　覇　市　長　　宛

（郵便番号）〒
住　　所

（ふりがな）
商号又は名称

（ふりがな）
代表者　役職
氏名　　実印

ＴＥＬ（　　）ＦＡＸ（　　）
メールアドレス　：
書類作成者氏名（　　）担当者℡（　　）

平成（　　）年度において、那覇市役所庁舎等（清掃・警備）業務委託制限付一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付のうえ、制限付一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

また、入札参加資格認定後、登録された内容について情報を公開することに同意します。

［改正前　別記］
［第２号様式］

（第２号様式）

那総管第　　号
平成　年　月　日

住所
商号

那覇市長

資格審査結果通知書

先にご提出のありました制限付一般競争入札参加資格登録申請書については、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

1　審査結果

2　ランク

3　有効期間　　平成　　年　月　日から平成　年　月　日まで

※ランク基準表につきましては別紙をご覧ください。
※この通知書受領後、申請書の記載事項に変更があった場合は速やかに届け出てください。

［改正後　別記］
［第２号様式］

第２号様式

那総法　　号
平成　年　月　日

住所
商号
代表者

那覇市長

資格審査結果通知書

先にご提出のありました制限付一般競争入札参加資格者登録申請書については、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

１　審査結果

２　登録番号

３　ランク

４　有効期間　　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

※　ランク基準につきましては、裏面をご覧ください。
※　この通知書受領後、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

那覇市告示第 22 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成29年(2017年)２月那覇市議会定例会で議決された平成28年度那覇市一般会計補正予算(第６号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成28年度那覇市一般会計補正予算(第６号)

平成28年度那覇市の一般会計の補正予算(第６号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,381,170千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,556,696千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第２条　既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第２表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第３条　既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第３表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第４条　既定の地方債の変更は、「第４表 地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		46,287,751	763,600	47,051,351
	1 市民税	18,998,404	437,428	19,435,832
	2 固定資産税	21,082,736	142,751	21,225,487
	3 軽自動車税	737,791	△57,408	680,383
	4 市たばこ税	4,529,136	218,848	4,747,984

	5 特別土地保有税	3	△3	0
	6 入湯税	10,000	△700	9,300
	7 事業所税	929,681	22,684	952,365
2 地方譲与税		694,621	34,264	728,885
	1 自動車重量譲与税	332,234	△6,242	325,992
	3 特別とん譲与税	11,181	9,064	20,245
	4 航空機燃料譲与税	214,217	15,727	229,944
	5 地方揮発油譲与税	136,988	15,715	152,703
3 利子割交付金		55,219	△23,933	31,286
	1 利子割交付金	55,219	△23,933	31,286
4 配当割交付金		115,435	△26,766	88,669
	1 配当割交付金	115,435	△26,766	88,669
5 株式等譲渡所得割交付金		106,288	△11,698	94,590
	1 株式等譲渡所得割交付金	106,288	△11,698	94,590
6 地方消費税交付金		5,872,007	△705,931	5,166,076
	1 地方消費税交付金	5,872,007	△705,931	5,166,076
7 自動車取得税交付金		79,284	14,532	93,816
	1 自動車取得税交付金	79,284	14,532	93,816
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,865	3	289,868
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,865	3	289,868
9 地方特例交付金		69,030	8,115	77,145
	1 地方特例交付金	69,030	8,115	77,145
10 地方交付税		10,634,978	△104,050	10,530,928
	1 地方交付税	10,634,978	△104,050	10,530,928
11 交通安全対策特別交付金		45,000	5,000	50,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000	5,000	50,000

12 分担金及び負担金		1,414,293	△44,570	1,369,723
	2 負担金	1,414,292	△44,570	1,369,722
13 使用料及び手数料		3,302,447	△47,040	3,255,407
	1 使用料	2,644,861	△49,904	2,594,957
	2 手数料	657,586	2,864	660,450
14 国庫支出金		41,743,339	△501,102	41,242,237
	1 国庫負担金	30,300,599	58,787	30,359,386
	2 国庫補助金	11,324,218	△556,255	10,767,963
	3 委託金	118,522	△3,634	114,888
15 県支出金		18,055,104	△564,779	17,490,325
	1 県負担金	7,008,167	△119,050	6,889,117
	2 県補助金	10,392,610	△428,137	9,964,473
	3 委託金	654,327	△17,592	636,735
16 財産収入		815,546	534,254	1,349,800
	1 財産運用収入	387,411	21,738	409,149
	2 財産売払収入	428,135	512,516	940,651
17 寄附金		97,350	76,283	173,633
	1 寄附金	97,350	76,283	173,633
18 繰入金		1,544,280	656,480	2,200,760
	1 特別会計繰入金	106,616	35,744	142,360
	2 基金繰入金	1,437,664	620,736	2,058,400
19 繰越金		2,601,659	173,830	2,775,489
	1 繰越金	2,601,659	173,830	2,775,489
20 諸収入		1,471,443	42,138	1,513,581
	1 延滞金加算金及び過料	95,591	△13,051	82,540
	2 市預金利子	1,724	△977	747
	3 貸付金元利収入	308,447	△2,109	306,338
	5 雑入	1,036,056	58,275	1,094,331
21 市債		11,642,927	△1,659,800	9,983,127
	1 市債	11,642,927	△1,659,800	9,983,127
歳　入　合　計		146,937,866	△1,381,170	145,556,696

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		775,243	△30,570	744,673
	1 議会費	775,243	△30,570	744,673
2 総務費		10,516,112	201,566	10,717,678
	1 総務管理費	8,276,004	286,489	8,562,493
	2 徴税費	1,081,311	△41,453	1,039,858
	3 戸籍住民基本台帳費	766,298	△3,489	762,809
	4 選挙費	227,534	△32,303	195,231
	5 統計調査費	55,150	△5,488	49,662
	6 監査委員費	109,815	△2,190	107,625
3 民生費		73,279,563	1,009,781	74,289,344
	1 社会福祉費	26,385,893	1,993,072	28,378,965
	2 児童福祉費	24,654,606	△1,316,560	23,338,046
	3 生活保護費	22,239,063	333,269	22,572,332
4 衛生費		9,810,986	△305,412	9,505,574
	1 保健衛生費	5,718,394	△275,125	5,443,269
	2 清掃費	4,092,592	△30,287	4,062,305
5 労働費		39,732	△1,484	38,248
	1 労働諸費	39,732	△1,484	38,248
6 農林水産業費		213,243	15,326	228,569
	1 農業費	83,391	△1,471	81,920
	3 水産業費	129,236	16,797	146,033
7 商工費		1,111,556	△60,954	1,050,602
	1 商工費	1,111,556	△60,954	1,050,602
8 土木費		19,634,839	△953,329	18,681,510
	1 土木管理費	334,179	△34,178	300,001
	2 道路橋りょう費	1,326,061	△45,235	1,280,826
	3 港湾費	1,382,485	0	1,382,485
	4 都市計画費	9,790,633	△552,761	9,237,872

	5 住宅費	6,801,481	△321,155	6,480,326
9 消防費		2,819,586	△62,423	2,757,163
	1 消防費	2,819,586	△62,423	2,757,163
10 教育費		15,970,067	△971,948	14,998,119
	1 教育総務費	1,741,317	△33,981	1,707,336
	2 小学校費	4,150,508	△281,697	3,868,811
	3 中学校費	4,653,499	△437,755	4,215,744
	4 幼稚園費	1,934,618	△143,152	1,791,466
	5 社会教育費	1,354,028	△25,774	1,328,254
	6 保健体育費	2,136,097	△49,589	2,086,508
12 公債費		12,621,134	△221,723	12,399,411
	1 公債費	12,621,134	△221,723	12,399,411
歳　出　合　計		146,937,866	△1,381,170	145,556,696

第２表　繰越明許費補正

１　追　加　　（単位:千円）

款	項	事　業　名	金　額
1 議会費			3,078
	1 議会費		3,078
		アメリカ統治下議会議事録電子化事業	3,078
2 総務費			29,874
	1 総務管理費		29,874
		個人番号カード交付事業	24,404
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	5,470
3 民生費			670,615
	2 児童福祉費		670,615
		老朽化保育所増改築等補助	237,634
		城西小区児童クラブ舎建築事業	15,505
		上間小区児童クラブ舎建築事業	9,755
		待機児童解消加速化事業	398,758
		久茂地地域児童コミュニティー施設設置事業	8,241
		石嶺小区児童クラブ活動拠点整備事業	722

6 農林水産業費			20,227
	3 水産業費		20,227
		那覇市水産業機能強化事業	20,227
7 商工費			16,249
	1 商工費		16,249
		那覇市ＩＴインキュベート施設運営事業	1,088
		那覇市ＩＴ創造館基盤整備事業	10,301
		牧志公設市場（衣料部・雑貨部）基礎調査事業	4,860
8 土木費			2,569,331
	2 道路橋りょう費		533,629
		道路新設改良事業（社会資本交付金）	214,808
		道路新設改良事業（公共投資交付金）	76,508
		交流オアシス整備事業	67,200
		歴史散歩道整備事業	86,755
		首里金城町無電柱化推進事業	9,500
		交通安全施設整備事業（特交金）	35,318
		橋りょう長寿命化修繕事業	43,540
	3 港湾費		632,801
		那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）	632,801
	4 都市計画費		981,577
		景観形成推進事業	5,960
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	345,973
		無電柱化引込設備事業負担金	4,220
		戦略的交通まちづくり推進事業	27,759
		公園整備事業（沖縄振興公共投資交付金）	446,285
		公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	151,380
	5 住宅費		421,324
		市営住宅建替移転事業（補助金）	54,849
		市営住宅ストック総合改善事業	81,526
		市営住宅ストック総合改善事業（防災・安全）	274,125

		真地市営住宅建替事業	2,914
		宇栄原市営住宅建替事業	7,910
10 教育費			4,061,257
	2 小学校費		981,323
		城西小学校屋内運動場建設事業	78,898
		真和志小学校屋内運動場建設事業	346,004
		上間小学校校舎建設事業	227,205
		大名小学校屋内運動場建設事業	95,877
		石嶺小学校校舎建設事業	33,075
		学校施設耐震化事業（仲井真小学校耐震改修）	34,080
		借用校地購入事業（小学校）	166,184
	3 中学校費		2,210,714
		中学校管理運営費	7,145
		中学校教材等整備費	2,268
		城北中学校屋内運動場建設事業	212,851
		鏡原中学校校舎建設事業	1,617,519
		真和志中学校校舎建設事業	314,283
		学校施設耐震化事業（那覇中学校耐震改修）	48,022
		小禄中学校急斜面整備事業	8,626
	4 幼稚園費		482,576
		幼稚園管理運営費	250
		保育環境充実事業	1,081
		城西幼稚園園舎建設事業	50,304
		城南幼稚園園舎建設事業	146,812
		上間幼稚園園舎建設事業	13,271
		真和志幼稚園園舎建設事業	169,521
		借用園地購入事業	98,102
		石嶺幼稚園園舎建設事業	3,235
	5 社会教育費		58,010
		活き活き人材育成支援施設整備事業	58,010

	6 保健体育費		328,634
		鏡原中学校給食調理場改築事業	311,042
		上間小学校給食調理場改築事業	17,592
11 災害復旧費			70,120
	2 公共土木施設災害復旧費		70,120
		災害復旧費（道路）	70,120
合　　計			7,440,751

２　変　更　　（単位：千円）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			684,606		1,750,288
	4 都市計画費		606,079		917,946
		街路整備事業（公共投資交付金）	599,102	街路整備事業（公共投資交付金）	910,000
		地籍調査事業	6,977	地籍調査事業	7,946
	5 住宅費				
		地域居住機能再生推進事業	78,527	地域居住機能再生推進事業	832,342
合　　計			684,606		1,750,288

第３表　債務負担行為補正

１　追　加　　（単位：千円）

事　　項	期　間	限度額
おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託（道路管理課）	平成28年度から平成２９年度まで	2,039
交通広場及び道路情報センター清掃業務委託（道路管理課）	平成28年度から平成29年度まで	5,832
草木の再生処理業務委託（クリーン推進課）	平成28年度から平成31年度まで	119,591

２　変　更　　（単位：千円）

事　項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
公立型認定こども園給食提供業務委託（こども政策課）	平成28年度から平成33年度まで	264,000	平成28年度から平成32年度まで	211,200

３　廃　止　　（単位：千円）

事　　項	期　間	限度額
上間小学校屋内運動場建設事業（設計）（施設課）	平成28年度から平成29年度まで	58,210

第４表　地方債補正

変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	50,100	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	0	補正前に同じ		
3 道路整備事業	139,300				340,400			
4 都市計画事業	780,300				512,200			
5 都市公園整備事業	570,800				518,700			
6 市営住宅建設事業	1,263,600				1,240,500			
8 消防施設整備事業	343,000				335,600			
9 教育施設整備事業	3,438,300				1,978,200			

那覇市告示第 23 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年度那覇市一般会計予算

平成 29 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 143,260,000 千円と定める。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）
第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）
第３条　地方自治法第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）
第４条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）
第５条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　市税		47,873,458
	1　市民税	20,109,479
	2　固定資産税	21,342,208
	3　軽自動車税	690,113
	4　市たばこ税	4,779,163
	5　特別土地保有税	3
	6　入湯税	9,300
	7　事業所税	943,192
2　地方譲与税		704,308
	1　自動車重量譲与税	324,042
	2　地方道路譲与税	1
	3　特別とん譲与税	20,314
	4　航空機燃料譲与税	223,854
	5　地方揮発油譲与税	136,097
3　利子割交付金		31,286
	1　利子割交付金	31,286
4　配当割交付金		88,669
	1　配当割交付金	88,669
5　株式等譲渡所得割交付金		94,590
	1　株式等譲渡所得割交付金	94,590
6　地方消費税交付金		5,251,240
	1　地方消費税交付金	5,251,240
7　自動車取得税交付金		94,657
	1　自動車取得税交付金	94,657
8　国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,868
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,868

9　地方特例交付金		85,510
	1　地方特例交付金	85,510
10　地方交付税		9,225,230
	1　地方交付税	9,225,230
11　交通安全対策特別交付金		50,000
	1　交通安全対策特別交付金	50,000
12　分担金及び負担金		1,582,289
	1　分担金	1
	2　負担金	1,582,288
13　使用料及び手数料		3,279,299
	1　使用料	2,607,731
	2　手数料	671,568
14　国庫支出金		38,018,282
	1　国庫負担金	31,542,871
	2　国庫補助金	6,358,446
	3　委託金	116,965
15　県支出金		18,542,520
	1　県負担金	7,547,755
	2　県補助金	10,502,660
	3　委託金	492,105
16　財産収入		501,330
	1　財産運用収入	361,328
	2　財産売払収入	140,002
17　寄附金		151,088
	1　寄附金	151,088
18　繰入金		4,543,577
	1　特別会計繰入金	1,389
	2　基金繰入金	4,542,188
19　繰越金		500,000
	1　繰越金	500,000
20　諸収入		1,355,326

	1　延滞金加算金及び過料	70,775
	2　市預金利子	343
	3　貸付金元利収入	275,251
	4　受託事業収入	40,022
	5　雑入	968,935
21　市債		10,997,473
	1　市債	10,997,473
歳　入　合　計		143,260,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　議会費		759,557
	1　議会費	759,557
2　総務費		10,040,685
	1　総務管理費	7,804,935
	2　徴税費	1,072,636
	3　戸籍住民基本台帳費	767,955
	4　選挙費	251,871
	5　統計調査費	39,662
	6　監査委員費	103,626
3　民生費		74,223,510
	1　社会福祉費	25,110,835
	2　児童福祉費	26,721,740
	3　生活保護費	22,390,934
	4　災害救助費	1
4　衛生費		9,115,627
	1　保健衛生費	5,078,956
	2　清掃費	4,036,671
5　労働費		36,427
	1　労働諸費	36,427
6　農林水産業費		124,837
	1　農業費	74,823

	２　林業費	120
	３　水産業費	49,894
７　商工費		1,417,172
	１　商工費	1,417,172
８　土木費		15,354,529
	１　土木管理費	339,401
	２　道路橋りょう費	928,115
	３　港湾費	1,767,525
	４　都市計画費	8,015,242
	５　住宅費	4,304,246
９　消防費		2,564,089
	１　消防費	2,564,089
10　教育費		16,945,343
	１　教育総務費	1,775,446
	２　小学校費	5,724,663
	３　中学校費	3,859,105
	４　幼稚園費	1,702,122
	５　社会教育費	1,662,582
	６　保健体育費	2,221,425
11　災害復旧費		4
	１　農林水産施設災害復旧費	1
	２　公共土木施設災害復旧費	2
	３　その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12　公債費		12,369,030
	１　公債費	12,369,030
13　諸支出金		239,190
	１　公営企業貸付金	1
	２　市たばこ税県交付金	239,189
14　予備費		70,000
	１　予備費	70,000
歳　出　合　計		143,260,000

第２表　債務負担行為　（単位:千円）

事　　項	期　間	限度額
本庁舎他ネットワーク機器賃貸借料（情報政策課）	平成29年度から 平成34年度まで	92,040
納税催告センターシステム等賃借料（納税課）	平成29年度から 平成34年度まで	35,970
ISO9001：2015移行審査手数料（行政経営課）	平成29年度から 平成30年度まで	694
那覇市伝統工芸館管理委託料（商工農水課）	平成29年度から 平成32年度まで	39,941
ISO14001 更新審査兼 2015 年版移行審査手数料（環境政策課）	平成29年度から 平成30年度まで	889
エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業（業務委託）（廃棄物対策課）	平成29年度から 平成32年度まで	36,720
家庭ごみ有料化事業（廃棄物対策課）	平成30年度	14,751
第４次地域福祉計画策定業務委託（福祉政策課）	平成30年度	1,404
総合衛生システム再構築事業（生活衛生課）	平成29年度から 平成34年度まで	54,685
平成 30 年度移行　公立型認定こども園給食提供委託（こども政策課）	平成29年度から 平成32年度まで	152,352
小禄幼稚園園舎耐震化事業（補強実施設計）（こども政策課）	平成30年度	945
国場児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成29年度から 平成34年度まで	67,441
石嶺小区児童クラブ活動拠点整備事業（実施設計）（こども政策課）	平成30年度	1,924
高良小区児童クラブ活動拠点整備事業（工事請負費）（こども政策課）	平成30年度	43,125
高良小区児童クラブ活動拠点整備事業（工事監理）（こども政策課）	平成30年度	1,103
都市計画マスタープラン策定事業（都市計画課）	平成30年度から 平成31年度まで	13,717
立地適正化計画策定事業（都市計画課）	平成30年度	7,621
大名市営住宅第３－１期建替事業（工事請負費）（建設企画課）	平成29年度から 平成31年度まで	1,607,993
大名市営住宅第３－１期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成29年度から 平成31年度まで	27,352
大名市営住宅第３－２期建替事業（工事請負費）（建設企画課）	平成30年度から 平成31年度まで	1,331,505
大名市営住宅第３－２期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成29年度から 平成31年度まで	26,728

大名市営住宅第３期建替事業（仮設集会所）（建設企画課）	平成30年度から平成31年度まで	7,650
石嶺市営住宅第６期建替事業（工事請負費）（建設企画課）	平成30年度から平成31年度まで	2,372,559
石嶺市営住宅第６期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成29年度から平成31年度まで	38,150
宇栄原市営住宅第４期建替事業（付帯工事）（建設企画課）	平成29年度から平成30年度まで	89,233
宇栄原市営住宅建替事業（第５期実施設計）（建設企画課）	平成30年度	52,794
沖縄都市モノレール延長事業（道路建設課）	平成30年度	1,217,000
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定追加分）（道路建設課）	平成30年度から平成32年度まで	37
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定追加分）（花とみどり課）	平成30年度から平成32年度まで	366
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定追加分）（建築工事課）	平成30年度から平成32年度まで	229
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定追加分）（道路管理課）	平成30年度から平成32年度まで	46
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定追加分）（公園管理課）	平成30年度から平成32年度まで	45
新消防緊急通信指令システム整備事業（指令情報課）	平成30年度	15,708
那覇市繁多川公民館指定管理事業（生涯学習課）	平成29年度から平成32年度まで	60,855
那覇市若狭公民館指定管理事業（生涯学習課）	平成29年度から平成32年度まで	59,256
学校施設耐震化事業（城岳小学校耐震改修）（設計）（施設課）	平成30年度	9,955
学校施設耐震化事業（城東小学校耐震改修）（設計）（施設課）	平成30年度	3,308
学校施設耐震化事業（安謝小学校耐震改修）（設計）（施設課）	平成30年度	7,183
学校施設耐震化事業（城南小学校耐震改修）（設計）（施設課）	平成30年度	4,757
学校施設耐震化事業（小禄小学校耐震改修）（設計）（施設課）	平成30年度	9,325
鏡原中学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成29年度から平成30年度まで	1,019,523
高良小学校校舎建設事業（施設課）	平成29年度から平成30年度まで	2,764,257

神原中学校校舎建設事業（設計）（施設課）	平成29年度から平成30年度まで	54,328
石嶺小学校校舎建設事業（設計）（施設課）	平成30年度	77,032
那覇中学校水泳プール建設事業（設計）（施設課）	平成29年度から平成30年度まで	23,656
上間小学校屋内運動場建設事業（設計）（施設課）	平成29年度から平成30年度まで	30,139
土木積算システム保守管理業務委託（施設課）	平成30年度から平成32年度まで	568
学校給食調理業務委託事業（識名小学校）（学校給食課）	平成30年度から平成34年度まで	81,701
学校給食調理業務委託事業（城岳学校給食センター）（学校給食課）	平成30年度から平成34年度まで	110,799
高良小学校給食調理場改築事業（学校給食課）	平成29年度から平成30年度まで	265,316
高良小学校給食調理場改築事業（備品購入）（学校給食課）	平成29年度から平成30年度まで	115,931
学校給食搬送業務委託事業（首里、大名、鏡原センター）（学校給食課）	平成29年度から平成34年度まで	164,765

第３表　地方債　　（単位:千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
1　公立文化施設整備事業 2　病院事業貸付金 3　一般廃棄物処理事業 4　道路整備事業 5　都市計画事業 6　都市公園整備事業 7　市営住宅建設事業 8　港湾事業 9　消防施設整備事業 10　教育施設整備事業 11　臨時財政対策債	297,100 290,000 45,100 75,800 514,500 264,700 708,100 212,500 85,600 3,673,200 4,830,873	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め３０年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	10,997,473			

那覇市告示第 24 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第１号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第１号）

平成 28 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,365 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 298,913 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		300,278	△1,365	298,913
	1 貸付金元利収入	300,278	△1,365	298,913
歳 入 合 計		300,278	△1,365	298,913

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		300,278	△1,365	298,913
	1 公債費	300,278	△1,365	298,913
歳 出 合 計		300,278	△1,365	298,913

那覇市告示第 25 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 29 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 421,282 千円と定める。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算
歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　諸収入		421,282
	１　貸付金元利収入	421,282
歳　入　合　計		421,282

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　公債費		421,282
	１　公債費	421,282
歳　出　合　計		421,282

那覇市告示第 26 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

平成 28 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,235,084 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,347,577 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
3　国庫支出金		千円 14,703,749	千円 △253,455	千円 14,450,294
	1　国庫負担金	9,295,204	△180,566	9,114,638
	2　国庫補助金	5,408,545	△72,889	5,335,656
6　県支出金		2,833,207	△71,672	2,761,535
	1　県補助金	2,313,902	△36,291	2,277,611
	2　県負担金	519,305	△35,381	483,924
7　共同事業交付金		14,009,748	△816,792	13,192,956
	1　共同事業交付金	14,009,748	△816,792	13,192,956
9　繰入金		5,274,623	2,273,709	7,548,332
	1　他会計繰入金	5,274,622	2,273,709	7,548,331

10　諸収入		5,264,066	△2,366,874	2,897,192
	1　延滞金加算金及び過料	31,210	12,700	43,910
	3　雑入	5,232,853	△2,379,574	2,853,279
歳　入　合　計		52,582,661	△1,235,084	51,347,577

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		千円 663,749	千円 △22,338	千円 641,411
	1　総務管理費	487,422	△12,740	474,682
	2　徴税費	87,792	△9,598	78,194
2　保険給付費		26,772,793	△518,620	26,254,173
	1　療養諸費	22,707,314	△482,620	22,224,694
	2　高額療養費	3,719,310	0	3,719,310
	4　出産育児諸費	336,168	△36,000	300,168
3　後期高齢者支援金等		4,666,673	0	4,666,673
	1　後期高齢者支援金等	4,666,673	0	4,666,673
6　介護納付金		2,227,096	0	2,227,096
	1　介護納付金	2,227,096	0	2,227,096
7　共同事業拠出金		14,010,354	△713,158	13,297,196
	1　共同事業拠出金	14,010,354	△713,158	13,297,196
8　保健事業費		268,994	△7,928	261,066
	1　特定健康診査等事業費	242,646	△4,034	238,612
	2　保健事業費	26,348	△3,894	22,454
10　諸支出金		235,909	26,960	262,869
	1　償還金及び還付加算金	233,546	26,960	260,506
12　繰上充用金		3,220,150	0	3,220,150
	1　繰上充用金	3,220,150	0	3,220,150
歳　出　合　計		52,582,661	△1,235,084	51,347,577

那覇市告示第 27 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 28 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

平成 28 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,242 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,066,731 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
３　繰入金		629,664	13,162	642,826
	１　一般会計繰入金	629,664	13,162	642,826
５　諸収入		11,811	80	11,891
	２　償還金及び還付加算金	11,014	80	11,094
歳　入　合　計		3,053,489	13,242	3,066,731

那覇市告示第 28 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 29 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,305,455 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　単位：千円

款	項	金　額
1　国民健康保険税		5,787,267
	1　国民健康保険税	5,787,267
2　使用料及び手数料		10,148
	1　手数料	10,148
3　国庫支出金		14,989,060
	1　国庫負担金	9,368,794
	2　国庫補助金	5,620,266

4　療養給付費等交付金		1,175,951
	1　療養給付費等交付金	1,175,951
5　前期高齢者交付金		3,475,241
	1　前期高齢者交付金	3,475,241
6　県支出金		2,885,868
	1　県補助金	2,340,729
	2　県負担金	545,139
7　共同事業交付金		13,978,114
	1　共同事業交付金	13,978,114
8　財産収入		31
	1　財産運用収入	31
9　繰入金		5,060,651
	1　他会計繰入金	5,060,650
	2　基金繰入金	1
10　諸収入		1,943,124
	1　延滞金加算金及び過料	46,700
	2　預金利子	3
	3　雑入	1,896,421
歳　入　合　計		49,305,455

歳　出　　単位：千円

款	項	金　額
1　総務費		668,053
	1　総務管理費	502,514
	2　徴税費	75,670
	3　運営協議会費	724
	4　収納率向上特別対策事業費	52,713
	5　医療費適正化特別対策事業費	36,432
2　保険給付費		26,919,706
	1　療養諸費	22,825,653
	2　高額療養費	3,783,584
	3　移送費	501
	4　出産育児諸費	300,468
	5　葬祭諸費	9,500

3　後期高齢者支援金等		4,666,673
	1　後期高齢者支援金等	4,666,673
4　前期高齢者納付金等		3,310
	1　前期高齢者納付金等	3,310
5　老人保健拠出金		181
	1　老人保健拠出金	181
6　介護納付金		2,227,096
	1　介護納付金	2,227,096
7　共同事業拠出金		13,978,718
	1　共同事業拠出金	13,978,718
8　保健事業費		260,934
	1　特定健康診査等事業費	239,613
	2　保健事業費	21,321
9　基金積立金		1
	1　基金積立金	1
10　諸支出金		64,514
	1　償還金及び還付加算金	62,232
	2　繰出金	2
	3　指定公費の立替	2,280
11　予備費		516,269
	1　予備費	516,269
歳　出　合　計		49,305,455

第２表　債 務 負 担 行 為

単位：千円

事　項	期　間	限度額
電話催告システム賃借料（国民健康保険課）	平成29年度から 平成34年度まで	22,833

那覇市告示第 29 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,163,099 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　単位：千円

款	項	金　額
1　後期高齢者医療保険料		2,508,227
	1　後期高齢者医療保険料	2,508,227
2　使用料及び手数料		777
	1　手数料	777
3　繰入金		640,371
	1　一般会計繰入金	640,371
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		13,723
	1　延滞金、加算金及び過料	470
	2　償還金及び還付加算金	13,197
	3　預金利子	1
	4　雑入	55
歳　入　合　計		3,163,099

歳　出　　単位：千円

款	項	金　額
１　総務費		35,402
	１　総務管理費	22,590
	２　徴収費	12,812
２　後期高齢者医療広域連合納付金		3,114,500
	１　後期高齢者医療広域連合納付金	3,114,500
３　諸支出金		13,197
	１　償還金及び還付加算金	13,196
	２　繰出金	1
歳　出　合　計		3,163,099

那覇市告示第 30 号
平成 29 年 4 月 3 日

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第２項及び那覇市会計規則第 34 条第２項により告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　委託事務の名称　　那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約

２　受託者の住所　　浦添市字経塚 720 番地

３　受託者の名称　　一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長　佐久本 武

４　委託期間　　平成29年４月１日～平成30年３月31日

那覇市告示第 31 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算（第３号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 28 年度那覇市水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）
第１条　平成 28 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　平成 28 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量のうち、（２）年間総配水量「38,700,000 ㎥」を「38,920,000 ㎥」に、（３）一日平均配水量「106,027 ㎥」を「106,630 ㎥」に改める。

（収益的収入及び支出）
第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入				
第１款	水道事業収益	8,348,618 千円	61,728 千円	8,410,346 千円
第１項	営業収益	7,730,403 千円	52,586 千円	7,782,989 千円
第２項	営業外収益	618,214 千円	△78,411 千円	539,803 千円
第３項	特別利益	1 千円	87,553 千円	87,554 千円
支　　出				
第１款	水道事業費用	7,636,548 千円	△38,786 千円	7,597,762 千円
第１項	営業費用	7,217,871 千円	△91,176 千円	7,126,695 千円
第２項	営業外費用	206,560 千円	3,594 千円	210,154 千円
第３項	特別損失	192,117 千円	48,796 千円	240,913 千円

（資本的収入及び支出）
第４条　予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,374,646 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,853 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金 1,046,911 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,389,151 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 59,342 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金

1,059,927 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収　　入		
第１款　資本的収入	490,580 千円	△42,534 千円	448,046 千円
第２項　他会計負担金	32,700 千円	△13,386 千円	19,314 千円
第４項　その他資本的収入	29,148 千円	△29,148 千円	0 千円
	支　　出		
第１款　資本的支出	1,865,226 千円	△28,029 千円	1,837,197 千円
第１項　建設改良費	1,390,343 千円	△27,629 千円	1,362,714 千円
第３項　投資	200,000 千円	△400 千円	199,600 千円

（継続費）

第５条　予算第５条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

廃　止

款	項	事業名	補　正　前			補　正　後		
			総　額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	豊見城配水池擁壁工事	300,416千円	28年度	120,168千円	0千円	－年度	0千円
				29年度	150,208千円		－年度	0千円
				30年度	30,040千円		－年度	0千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
（１）職員給与費	940,488 千円	△16,720 千円	923,768 千円

（たな卸資産購入限度額）

第７条　予算第９条中「50,459千円」を「38,239千円」に改める。

那覇市告示第 32 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第３号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）
第１条　平成 28 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量のうち、（２）年間総排水量「35,201,520m³」を「35,542,606m³」に、（３）一日平均排水量「96,443m³」を「97,377m³」に改める。

（収益的収入及び支出）
第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
		収　　入		
第１款	下水道事業収益	5,394,329 千円	147,745 千円	5,542,074 千円
第１項	営業収益	4,303,239 千円	51,947 千円	4,355,186 千円
第２項	営業外収益	1,090,613 千円	95,301 千円	1,185,914 千円
第３項	特別利益	477 千円	497 千円	974 千円
		支　　出		
第１款	下水道事業費用	5,183,303 千円	17,890 千円	5,201,193 千円
第１項	営業費用	4,740,236 千円	23,280 千円	4,763,516 千円
第２項	営業外費用	421,045 千円	△5,355 千円	415,690 千円
第３項	特別損失	2,022 千円	△35 千円	1,987 千円

（資本的収入及び支出）
第４条　予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額992,887 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,390 千円、過年度分損益勘定留保資金 715,563 千円及び当年度分損益勘定留保資金 265,934 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 989,465 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,110 千円、減債積立金 478,728 千円、

過年度分損益勘定留保資金 230,744 千円及び当年度分損益勘定留保資金 265,883 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収　　入		
第１款　資本的収入	1,334,633 千円	19,087 千円	1,353,720 千円
第１項　企業債	423,400 千円	43,000 千円	466,400 千円
第２項　補助金	421,100 千円	△479 千円	420,621 千円
第３項　他会計負担金	488,999 千円	△24,013 千円	464,986 千円
第４項　その他資本的収入	1,134 千円	579 千円	1,713 千円
	支　　出		
第１款　資本的支出	2,327,520 千円	15,665 千円	2,343,185 千円
第１項　建設改良費	1,163,237 千円	15,665 千円	1,178,902 千円

（企業債）

第５条　予算第６条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	268,000 千円	2,600 千円	270,600 千円
流域下水道事業	155,400 千円	40,400 千円	195,800 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
（１）職員給与費	452,008 千円	△11,846 千円	440,162 千円

那覇市告示第 33 号

平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年度那覇市水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成 29 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数	162,000 戸
（２）年間総配水量	38,920,000 ㎥
（３）一日平均配水量	106,630 ㎥
（４）主な建設改良事業	
水道施設整備事業	1,218,838 千円

（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	8,309,126 千円
第１項　営業収益	7,772,542 千円
第２項　営業外収益	536,583 千円
第３項　特別利益	1 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	7,594,357 千円
第１項　営業費用	7,377,895 千円
第２項　営業外費用	195,062 千円
第３項　特別損失	1,400 千円
第４項　予備費	20,000 千円

（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,415,240 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 59,557 千円、減債積立金 266,583 千円及び建設改良積立金 1,089,100 千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	446,978 千円
第１項　補助金	340,000 千円
第２項　他会計負担金	28,921 千円
第３項　その他資本的収入	78,057 千円

支　　出

第１款　資本的支出	1,862,218 千円
第１項　建設改良費	1,390,634 千円
第２項　企業債償還金	266,583 千円
第３項　投資	200,000 千円
第４項　その他資本的支出	1 千円
第５項　予備費	5,000 千円

（債務負担行為）
第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
設計積算システムソフトウエア保守業務委託	平成29年度から平成30年度まで	497千円
定期水質検査業務委託	平成29年度から平成30年度まで	10,371千円
上水道施設維持管理等業務委託	平成29年度から平成30年度まで	51,975千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成29年度から平成30年度まで	719千円
消防用設備保守点検業務委託	平成29年度から平成30年度まで	340千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	平成29年度から平成30年度まで	1,509千円
無線電話設備保守点検業務委託	平成29年度から平成30年度まで	283千円
マッピングシステム保守及びデータ更新支援業務委託	平成29年度から平成30年度まで	5,484千円
水道メーター検針業務委託	平成29年度から平成32年度まで	22,436千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第７条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費　996,201 千円
（２）交際費　56 千円

（たな卸資産購入限度額）
第８条　たな卸資産の購入限度額は、57,573千円と定める。

那覇市告示第 34 号
平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年（2017 年）２月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年度那覇市下水道事業会計予算

（総則）
第１条　平成 29 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）使用戸数	153,600 戸
（２）年間総排水量	35,663,174 ㎥
（３）一日平均排水量	97,707 ㎥
（４）主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業	663,667 千円

（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　下水道事業収益	5,522,399 千円
第１項　営業収益	4,215,681 千円
第２項　営業外収益	1,286,475 千円
第３項　特別利益	20,243 千円

支　　出

第１款　下水道事業費用	5,085,554 千円
第１項　営業費用	4,672,453 千円
第２項　営業外費用	391,114 千円
第３項　特別損失	1,987 千円
第４項　予備費	20,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,012,430千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,373千円、過年度分損益勘定留保資金729,020千円及び当年度分損益勘定留保資金268,037千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	1,484,464千円
第１項　企業債	509,200千円
第２項　補助金	526,000千円
第３項　他会計負担金	447,770千円
第４項　その他資本的収入	1,494千円

支　　出

第１款　資本的支出	2,496,894千円
第１項　建設改良費	1,437,445千円
第２項　企業債償還金	1,050,449千円
第３項　投資	4,000千円
第４項　予備費	5,000千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限度額
平成30年度ポンプ場電気保安管理業務委託	平成29年度から平成30年度まで	777千円
平成30年度ポンプ場保守点検業務委託	平成29年度から平成30年度まで	21,337千円
平成30年度情報配信サービス業務	平成29年度から平成30年度まで	120千円
平成30年度公共下水道維持管理業務委託	平成29年度から平成30年度まで	92,307千円
平成30年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	平成29年度から平成30年度まで	5,371千円
平成30年度公共下水道台帳作成業務委託	平成29年度から平成30年度まで	9,350千円
平成30年度人工蓋・桝蓋緊急補修工事	平成29年度から平成30年度まで	28,322千円
平成30年度排水路維持管理業務委託	平成29年度から平成30年度まで	20,433千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共下水道事業	350,600	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 40 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	158,600			

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　435,762千円

公　　告

那覇市公告第 623 号
平成 29 年３月 14 日
掲　　示　　済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)２条の２及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第９条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

記

公園の名称	漫湖公園
公園の位置	那覇市鏡原町地内
供用開始の期日	平成 29 年４月１日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図

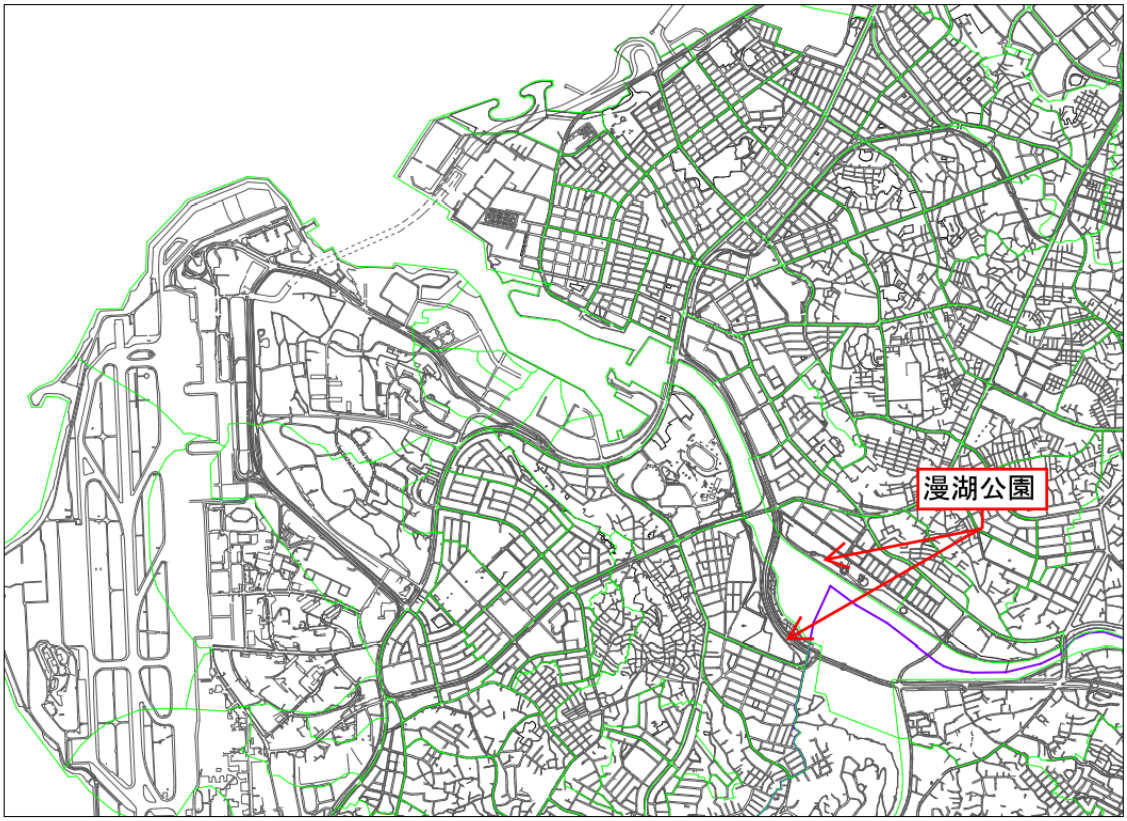

詳細図

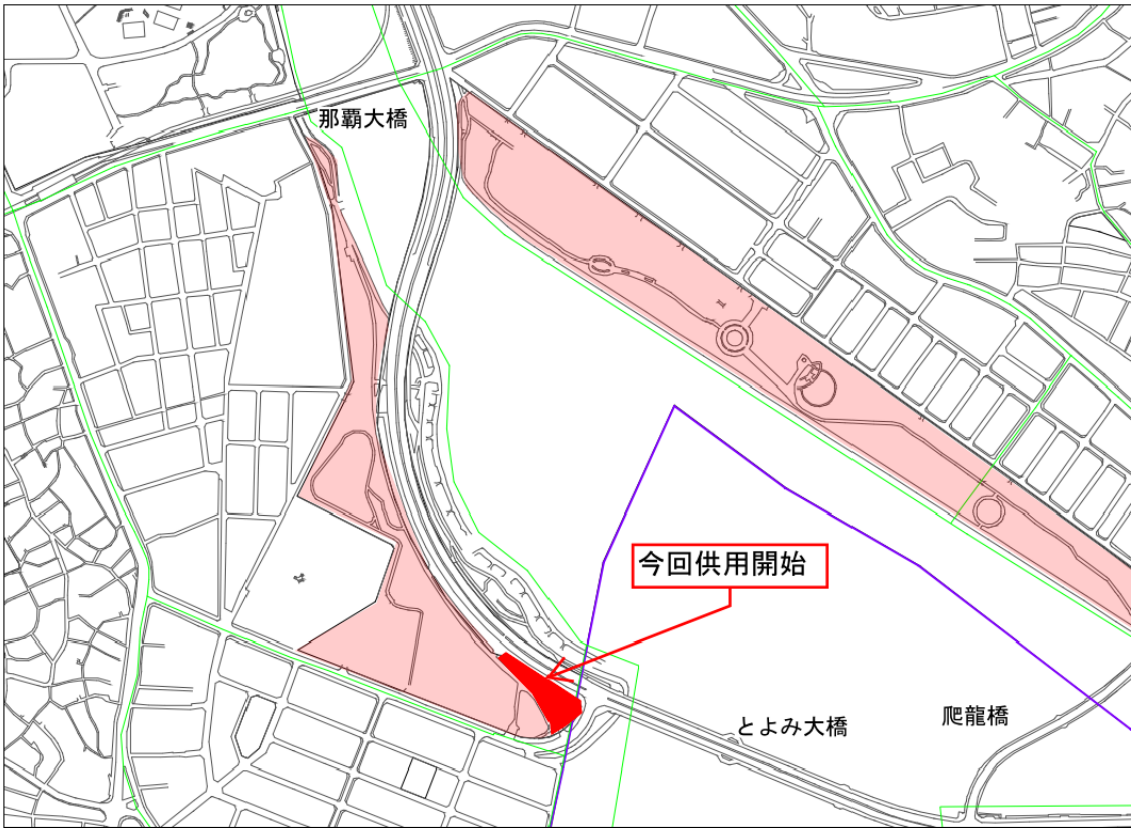

那覇市公告第 628 号
平成 29 年３月 15 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・３・10号　汀良翁長線

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成 29 年３月 15 日～平成 34 年３月 31 日

那覇市公告第 629 号
平成 29 年３月 15 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・４・17号　労金線

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成 29 年３月 15 日～平成 32 年３月 31 日

那覇市公告第 630 号
平成 29 年３月 15 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・４・９号　旭橋線　国道329号

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成 29 年３月 15 日～平成 32 年３月 31 日

那覇市公告第 632 号
平成 29 年３月 17 日
掲　　示　　済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第４項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市公告第 635 号
平成 29 年３月 17 日
掲　　示　　済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第１号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 29 年度スプリング入りマットレス等解体業務委託
業務内容	那覇市に搬入されるスプリング入りマットレス等の解体等処理作業 （仕様書、敷地図は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」からダウンロードできます。）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 １　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する団体等であること。 ２　本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 ３　本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	下記を提出すること。 (1) 見積書 (2) 定款(法人の場合) (3) 所在地見取図
提出期限	平成 29 年３月 21 日から平成 29 年３月 27 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 管理G 担当:宮城 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第８号
平成 29 年４月３日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 29 年３月７日　第 H26－06－02 号　那覇市指令都建第 3076 号

２　開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里大名町三丁目 100 番２、17 番 12、18 番２

３　公共施設
防火水槽

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市首里大名町三丁目 17 番地 11
村吉　由美子

５　検査済証番号
平成 29 年３月 22 日　那都建第 870 号

６　工事完了年月日
平成 29 年１月 20 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第48号
平成29年3月6日
掲示済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第１項第１号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
450	株式会社 KOCHIDEN	浦添市沢岻一丁目27番９号102号室	知念 孝路	平成29年３月１日

那覇市上下水道局告示第49号
平成29年3月9日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事　業　者	事業所の所在地	代表者
425	株式会社 ﾗｲﾌｻｰﾋﾞｽ24	浦添市屋富祖１－３－７ 真座ハウス１Ｆ	仲本　善次

那覇市上下水道局告示第50号
平成29年３月14日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

新　規　指　定

指定（登録）番号	第　495　号
指定工事店名	株式会社ＫＯＣＨＩＤＥＮ
営業所所在地	浦添市沢岻一丁目27番９号102号室
代表者名	知念　孝路
有効期間	自　平成29年３月９日
	至　平成33年３月31日

指定（登録）番号	第　496　号
指定工事店名	株式会社丸和産業
営業所所在地	那覇市字国場1183番地２
代表者名	石垣　正
有効期間	自　平成29年３月６日
	至　平成33年３月31日

那覇市上下水道局告示第51号
平成29年３月14日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第10条の規定に基づき、次のとおり指定工事店の取消しを告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

指定（登録）番号	第　477　号
指定工事店名	株式会社ライフサービス２４
営業所所在地	浦添市屋冨祖一丁目３番７号真座ハウス１Ｆ
代表者名	仲本　善次
取消し日	平成29年３月７日
取消し理由	廃業のため

那覇市上下水道局告示第52号
平成29年３月14日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

指定（登録）番号	第　219　号
指定工事店名	有限会社山川設備工業
営業所所在地	浦添市宮城４丁目 18 番 20 号
代表者名	玉城　正英
有効期間	自　平成27年４月１日
	至　平成32年３月31日

指定（登録）番号	第　385　号
指定工事店名	株式会社呉屋設備
営業所所在地	西原町字翁長 866 番地の１
代表者名	呉屋　信秀
有効期間	自　平成27年４月１日
	至　平成32年３月31日

指定（登録）番号	第　152　号
指定工事店名	有限会社三崎工業
営業所所在地	那覇市首里大名町１丁目 161 番地の１
	エンゼルハイム首里大名 106 号
代表者名	知念　宏
有効期間	自　平成27年４月１日
	至　平成32年３月31日

那覇市上下水道局告示第53号
平成29年3月17日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局お客様センター業務委託に伴う徴収事務の委託について

みだしのことについて、地方公営企業法施行令第 26 条の４第１項及び那覇市上下水道局徴収事務委託規程第５条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

１　受託者の住所及び氏名　　受託者　那覇市おもろまち４丁目20番16号
太閤建設・第一環境連合体
代表者　那覇市おもろまち４丁目20番16号
株式会社　太閤建設
代表取締役社長　浦﨑　家三

２　委託期間　　平成29年６月１日から平成34年３月31日まで

３　委託内容　　（１）使用水量の計量及び認定
（２）水道料金、下水道使用料及び再生水料金の徴収
（３）その他、附帯する事務

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第１号
平成２９年３月２２日
公布済

那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　神村洋子

那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則

那覇市認定就学者の認定に関する規則（平成14年那覇市教育委員会規則第18号）は、廃止する。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第２号
平成２９年３月２２日
公　　布　　済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　神村洋子

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成 15 年那覇市教育委員会規則第１号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（附属機関）
第 12 条　教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和 59 年那覇市規則第 3 号)に基づき補助執行するものを含み、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成 18 年那覇市教育委員会規則第 4 号)に基づき補助執行させるものを除く。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>附属機関の名称</th><th>庶務担当課等</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td rowspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>那覇市就学指導委員会</td></tr>
<tr><td>［略］</td></tr>
</table></td><td>（附属機関）
第 12 条　［略］
<table>
<tr><th>附属機関の名称</th><th>庶務担当課等</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td rowspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>那覇市就学支援委員会</td></tr>
<tr><td>［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</td></tr>
</table>

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第１号
平　成　２９　年　３　月　２２　日
公　　表　　済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程（平成３年那覇市教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第４（第５条関係）
教育機関個別決裁事項
<table>
<tr><th>教育機関</th><th>事項</th><th>決裁者</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>［略］
首里公民館
<u>若狭公民館</u>
石嶺公民館
<u>繁多川公民館</u>
牧志駅前ほしぞら公民館</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表第４（第５条関係）
教育機関個別決裁事項
<table>
<tr><th>教育機関</th><th>事項</th><th>決裁者</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>［略］
首里公民館
石嶺公民館
牧志駅前ほしぞら公民館</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。</td></tr>
</table>

付　則

この訓令は、平成29年３月22日から施行する。